

別表第15（第56条第1項及び第2項、第59条の36第2項第3号並びに第60条の7第1項第3号）

地下水浄化基準

(単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

地下浸透禁止物質の種類	基 準 値	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	0.003
シアノ化合物	検出されないこと。	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	鉛として	0.01
六価クロム化合物	六価クロムとして	0.02
砒素及びその化合物	砒素として	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として	0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
トリクロロエチレン		0.01
テトラクロロエチレン		0.01
ジクロロメタン		0.02
四塩化炭素		0.002
1, 2-ジクロロエタン		0.004
1, 1-ジクロロエチレン		0.1
1, 2-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量として	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン		1
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006
1, 3-ジクロロプロペン		0.002

チウラム		0.006
シマジン		0.003
チオベンカルブ		0.02
ベンゼン		0.01
セレン及びその化合物	セレンとして	0.01
ほう素及びその化合物	ほう素として	1
ふつ素及びその化合物	ふつ素として	0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として	10
ダイオキシン類		1
塩化ビニルモノマー		0.002
1, 4-ジオキサン		0.05

- 備考 1 「検出されないこと」とは、第 56 条第 2 項に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 ダイオキシン類については、別表第 11 に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所に係るものに限り適用する。